

○岡山県善行賞表彰推薦要領の制定について(通達)

(平成 20 年 7 月 29 日岡監第 202 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 12 月岡務第 929 号 令和 5 年 10 月 12 日岡監第 283 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県善行賞表彰推薦要領を定め、本日から施行することとしたので、その積極的な運用に努められたい。

なお、「岡山県善行賞表彰要綱」の取り扱いについて(昭和 47 年 3 月 7 日岡監第 44 号例規)は、廃止する。

別添

岡山県善行賞表彰推薦要領

1 趣旨

この要領は、小さな善行、埋もれた善行等を行った個人又は団体をたたえるため制定された岡山県善行賞表彰(以下「表彰」という。)の推薦その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 推薦の対象

推薦の対象となる善行は、別表に規定する善行で警察行政に関するものとする。なお、当該内容は例示であり、類するものについて幅広く推薦することができる。

3 推薦の要領

警察署長は、各種警察活動を通じて、推薦の対象となる善行を把握したときは、岡山県善行賞表彰推薦書(様式第 1 号)により、被表彰者の住所地(団体の場合はその事務所の所在地)を管轄する県民局長(以下「県民局長」という。)に推薦するものとする。

なお、警察本部の所属長が推薦することが適当であると認めるときは、当該所属長が推薦することができる。

4 県民局長との協議

警察署長(警察本部の所属長を含む。(以下「警察署長等」という。))は、推薦の内容が警察行政に関する善行であるにもかかわらず、警察署長等を経由することなく県民局長に推薦された場合で、県民局長から当該表彰の可否について協議を受けたときは、速やかに所要の調査を行い、その可否を回答するものとする。この場合において、表彰することが適当でないと認めたときは、後日、関係者からの異議の申立てその他紛議事案に発展する場合は考慮して、調査結果の記録化その他必要な措置に十分に配慮するものとする。

5 表彰の伝達

警察行政に関する善行に対する表彰状の伝達は、警察署長等が行うものとする。

6 善行賞推薦台帳の備付け

警察署長等は、推薦の日時、事由等を岡山県善行賞表彰推薦台帳(様式第2号。以下「推薦台帳」という。)に記載し、その経過を明らかにしておくものとする。

なお、警察署長等が自ら推薦していない表彰状を伝達したときは、推薦台帳の推薦年月日欄は記載せず、備考欄にその旨及び伝達の経緯を記載しておくものとする。

7 その他

警察署長等は、他の行政機関が所管する事務に係る善行について認知したときは、速やかに県民局長に通報するものとする。

8 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
岡山県善行賞表彰推薦書の写し	作成した所属	1年
岡山県善行賞表彰推薦台帳	作成した所属	長期

別表

種別	善行の内容(例示)
清掃美化	数か月以上にわたり継続して(例えば毎週1回)道路、公園等公共の場所を清掃美化した場合
社会福祉施設等に対する慰問又は奉仕活動	継続し、又は反復して社会福祉施設等を慰問し、又は奉仕活動を行った場合
地域福祉活動	地域の高齢者、障害者又は子育て中の家庭等に継続し、又は反復して見守り活動や日常生活の援助等を行った場合
児童・生徒の善行	学校外の善行であって、年齢等を考慮して表彰を適当と認めた場合
防火・消火活動	長期にわたり継続して夜警その他の防火活動を行い、又は危険を省みず消火活動を行った場合
人命救助、防犯活動等	人命救助、防犯活動等の警察行政に協力した場合
交通整理	数か月以上にわたり継続して交通整理等の交通安全活動を行った場合
その他	前各号に準ずる場合

様式第1号

岡山県善行賞表彰推薦書

[別紙参照]

様式第2号

岡山県善行賞表彰推薦台帳

[別紙参照]